

令和元年度 第4回武蔵野市自転車等駐車対策協議会 議事要旨

日 時	令和2年1月16日(木)午後3時30分から午後5時40分まで
場 所	武蔵野市役所東棟8階802会議室
出席委員	13名(欠席2名)

1 開会

2 議題

(1) 「武蔵野市自転車等総合計画」素案について

事務局から配布資料をもとに説明

委員：レンタサイクルはやめる方向で検討していくのか。今後の考えを伺いたい。

事務局：レンタサイクルについては、利用率が低くなってきているという現状があり、どうすれば利用率が高くなっていくのか、低いままなのであれば貸出台数を調整するなど、利用状況を見ながら、武蔵野市の実情に沿った在り方を検討していきたい。なお、シェアサイクリングについては、武蔵野市と近隣区市では、民間事業者によって、シェアサイクリングサービスが提供されていることから、市主導で事業を展開していくことは考えていないが、民間事業者に協力できることがあればやっていきたい。

委員：武蔵野市の実情を踏まえると、シェアサイクリングは民間事業者がやっていくのがよい。レンタサイクルの継続を要望するご意見があったことから、観光振興の視点からも在り方を検討していけるように、「武蔵野市自転車等総合計画(素案)の案(以下、「素案の案」という。)」に書き加えてもよいのでは。多摩地域の都市観光の会議では、複数の自治体が協力して広域連携できないかという議論がされている。議論の中では、シェアサイクリングの運用に課題があるという話もあがっている。武蔵野市単独では、駅を拠点として市内を自転車でひと周りするような使い方ができるのではという話があがっている。

委員：武蔵野市には、吉祥寺駅大通り東自転車駐車場でレンタサイクル事業が行われている。かつて、レンタサイクルの自転車は、長期に渡り定期契約が結ばれているものもあり、一時利用したい観光者などが使えないときもあった。

委員：レンタサイクルは、通学、営業、観光等の様々な目的で使ってもらいたい。近隣区市との広域連携により、吉祥寺駅で借りて近隣の駅でも乗捨てできるシェアサイクリングのような仕組みが理想的である。

委員：今よりも放置自転車が多かった時期にレンタサイクル事業を開始している。当時から、レンタサイクルの利用方法が変化してきている。また、都内で展開されているシェアサイクリング事業は、運営面で課題があると聞いている。シェアサイクリングも含め、レンタサイクル事業の在り方について、武蔵野市の実情を踏まえて検討していきたい。

委員：素案の案 P22、基本理念の文章で、「自転車等利用者の高いモラル・マナーと公平性・受益者負担の原則を背景に」とあるが、前後の文と繋がるような表現に見直しが必要である。また、自転車に係る計画にもかかわらず、「地域公共交通を重視し、自転車を適正にコントロールするため」という文章に違和感がある。自転車利用は、自宅から駅周辺というもの以外に、地域公共交通では、網羅されていない場所等、多様な利用経路を辿るものである。

委員：コントロールという表現について考えを伺いたい。

委員：正しく意図が伝わらないと考えているのであれば、自転車の効果的な活用方法を探る、自転車の適正な利用を推進する等の具体的、建設的な表現に見直しが必要である。

委員：同じく基本理念の文章で、「歩行者・自転車・自動車」、「自転車等利用者」という表現があり、自転車と自転車等の使い分けを整理した方がよい。また、平成 29 年に自転車活用推進法が施行されているが、基本理念、基本施策に記載しないのか。

事務局：武蔵野市自転車等総合計画は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（以下、「自転車法」という。）に基づく計画であるが、武蔵野市の実情を踏まえ、自転車活用推進法の趣旨とも整合した基本理念としている。施策については、自転車の活用推進に関する検討を記載しており、自転車活用推進を含む内容としている。

委員：市広報誌で、市政アンケートの結果速報が記載されていた。重点的に進めてほしい施策としてあげられている自転車対策の内容について伺いたい。

委員：近年では、自転車の安全利用啓発、駐輪場整備について多くの回答

が寄せられている。

委員：東京都では、4月に自転車損害賠償保険の加入義務付けを規定した条例が施行される。今後の武蔵野市の取組みを伺いたい。

事務局：これまで、自転車安全利用講習会の受講者に対して、損害賠償保険への加入の呼び掛け、市民へのTSマーク付帯保険の助成を行ってきた。引き続き、TSマーク付帯保険の助成や広報等、加入促進するための取組みを行っていききたい。

委員：素案の案P14、消費的経費という表現の意味を伺いたい。

事務局：ランニングコストのことである。

委員：注釈をつけるとわかりやすい。また、同じページにある表と表記を揃えるべきである。

委員：素案の案P20とP21、計画の視点に関連して、国及び東京都の動向の整理、本市の状況の整理、本市の課題の整理、計画の視点という項目で記載されているが、前段の国から武蔵野市の課題の整理までの結果として計画の視点がどのように導かれたのか、文章を追記すべき。また、素案の案P3の法改正等の整理と記載内容の整合を取るべき。

事務局：記載の内容と表現について検討する。

委員：素案の案には、先進的な話も記載され、よくまとまっている。武蔵野市には、駅周辺への乗り入れが多い、自転車利用がしやすい、生活に自転車が欠かせない存在となっている等の特色がある。特色を踏まえて、武蔵野市の自転車施策の考え方を明確に打ち出して、発信していくべき。今でも、自転車施策はまちづくり施策の付属物として取り扱われている印象がある。武蔵野市は、他区市に比べて、自転車を利用しやすく、自転車が交通手段、生活手段の大きな役割を担っている。自転車施策は武蔵野市において都市の発展に寄与するものでもあるので、今後は、都市において自転車を重要なもの、武蔵野市のシンボル等と捉えて、現状の課題に対する施策だけでなく、まちづくりにおける自転車施策も少しずつ議論していききたい。

委員：素案の案P29、「自転車事故が起きやすい交差点等における安全意識の向上策」の記載に関連して、京都市の事例を参考に、啓発看板を設置すると、通行する度に見るため、交差点は危ないというような認識が定着するのでは。

事務局：看板の設置も含め、自転車安全利用講習会での事例紹介等の効果的な安全意識の向上策について研究していききたい。

委員：先ほどあったご意見のとおり、生活の一部、体の一部であるような自転車での事故は起こさせたくない。事故により、高齢者だと骨折、学生だと払いきれない高額な賠償金の支払い等が発生する可能性がある。自転車安全利用講習会の受講者だけでなく、市内での自転車利用者に向けた自転車安全利用五則、安全利用に関する啓発が重要であるため、「自転車安全利用講習会の実施」の項目の前に「自転車等の安全利用に関する啓発」を記載したほうがよい。ライトを点灯していない自転車が接近してきた際に、避けきれない経験をしたことがある。自転車へのオートライトの取り付けの推進について、素案の案 P24 に記載のある市条例の見直しにあわせた条例への記載、あるいは素案の案への記載を要望する。

委員：市政アンケート調査の結果速報では、評価できる施策に選ばれているだけでなく、重点的に進めてほしい施策としても自転車対策が選ばれている。市民はどのような施策を求めているのか整理して、交通系電子マネーでの自転車駐車場料金の支払い、短時間無料制度未導入の自転車駐車場への導入、HOP事業の新たな実施等の事業の拡充等について、先ほど意見のあった武蔵野市の自転車施策のビジョンの記載よりも、着実な事業を進めていくことの記載が優先されるべきである。

委員：先ほどあった意見を受けて、武蔵野市の自転車利用の特性、これまで取り組んできた様々な施策の実施を踏まえて、これからも積極的に取り組んでいくことを武蔵野市自転車等総合計画の前段など、どこかに明示できるとよい。

委員：素案の案 P60、計画の点検と評価において、「武蔵野市自転車等駐車対策協議会において、年1回程度の進捗管理を行う」と記載があるが、進捗管理だけでなく、武蔵野らしさ、武蔵野市における自転車の在り方、地域公共交通との関連の在り方を再確認する等の記載を検討すべき。自転車の関連計画の改定、近隣区市の自転車施策との関係性等の確認についての記載も検討すべき。

委員：素案の案の構成はよくできている。第1章に、武蔵野市の自転車施策に前向きなビジョンを記載できるとよい。平成29年5月に施行された自転車活用推進法の目的を踏まえると、第3章の自転車の位置付けの記載内容は、ややネガティブなトーンで記載されている印象を受ける。

委員：素案の案に示されている、交通事故数に占める自転車関与事故率は

約4割という数値について、昨年末はそれよりも高かった。自転車安全利用五則を確実に守れていれば、防げたものが殆どであった。引き続き、自転車利用のルール・マナーの定着に向けた取組みを行っていききたい。

委員：放置自転車は、緊急車両の進入、道路から建築物への進入の妨げになる可能性があり、進入経路の確保は人命に大きく関わることなので、引き続き、放置自転車対策を継続して行ってもらいたい。素案の案P48、建築物内にある自転車駐車場への第二種原動機付自転車の受け入れを検討する際には、排気量により、消防関係法令で定められる消火設備の設置義務の取り扱いが異なるため、注意が必要である。

委員：武蔵野市ならではの施策を議論していくに際して、自転車等駐車対策協議会委員の構成を変更することが可能なのか伺いたい。

委員：今後の自転車施策について、都市観光について議論する際は生活経済課長、子ども関係について議論する際は子ども関係の課長や教育委員会の関係者が参加できると議論が深まるのではないかと。

事務局：委員の構成や人数は、自転車法や武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例等で定められているが、議論の内容にあわせて、様々な関係者が議論に参加できるような、柔軟な運用は可能である。

委員：自転車の走行空間整備について、自転車ナビマーク・ナビラインの設置されている道路を走行し続けると目的地に辿り着けないのが現状である。道路の幅員等の課題があると思うが、長期的には、走行空間が整備された道路を走っていくと、小学生が小学校に辿り着けるような視点で、取組みを進めてもらいたい。

3 閉会